

図16-21 客席誘導灯の設置例

## (5) 点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯

点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯及び点滅形誘導音装置付誘導灯の設置場所及び設置要領は、(1)によるほか次によること。

## ア 設置場所

(ア) 点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯及び点滅形誘導音装置付誘導灯（以下「点滅形誘導灯等」という。）は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置すること。★

- a 令別表第1(6)項に掲げる防火対象物のうち視力又は聴力の弱い者が出入するもので、これらの者の避難経路となる部分
- b 多数の外国人来訪者や障害者の利用が想定される令別表第1(1)項イ、(5)項イ、(10)項に掲げる防火対象物の避難経路となる部分◆
- c 百貨店、旅館、病院、地下街その他不特定多数の者が出入する防火対象物で雑踏、照明・看板等により誘導灯の視認性が低下するおそれのある部分
- d その他これらの機能により積極的に避難誘導する必要性が高いと認められる部分

(イ) (1)ア(ア)又は(イ)に掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯には設けないこと。

## イ 設置要領

(ア) 点滅形誘導灯等、自動火災報知設備の受信機、移報用装置、信号装置及びこれらに接続する信号回路の配線等で構成し、接続方法は図16-22、図16-23によること。★

図16-22 機器結線図

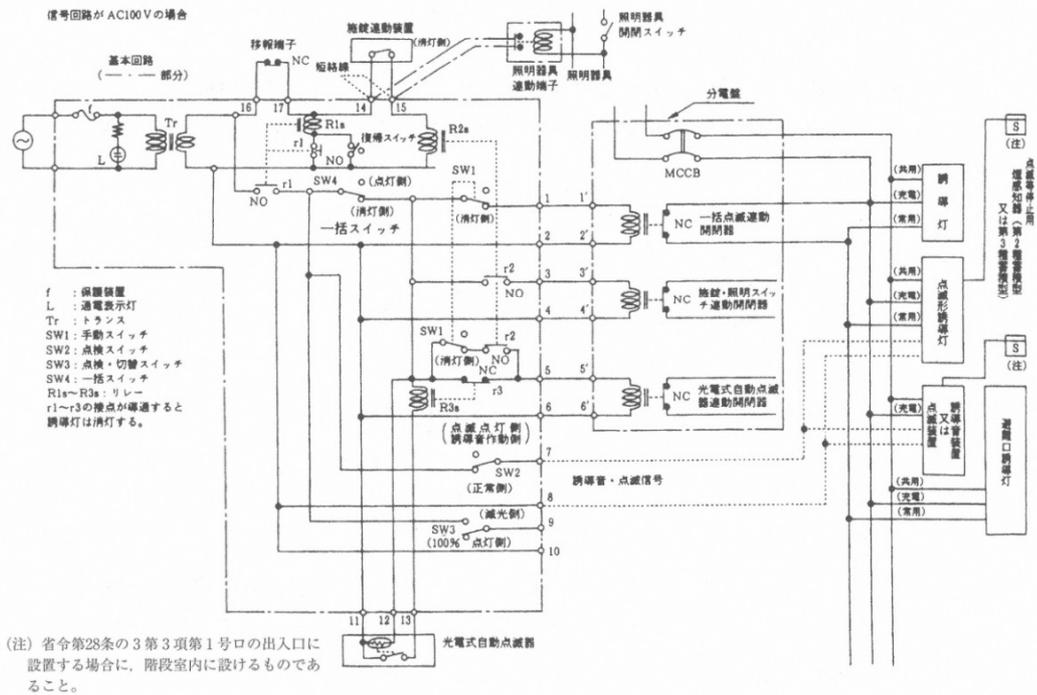
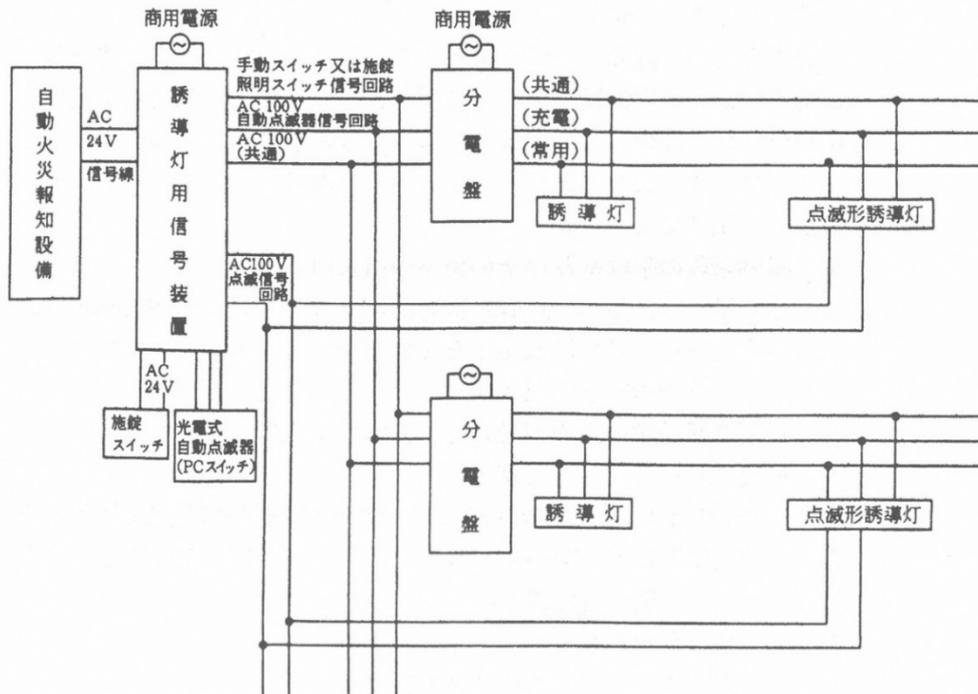
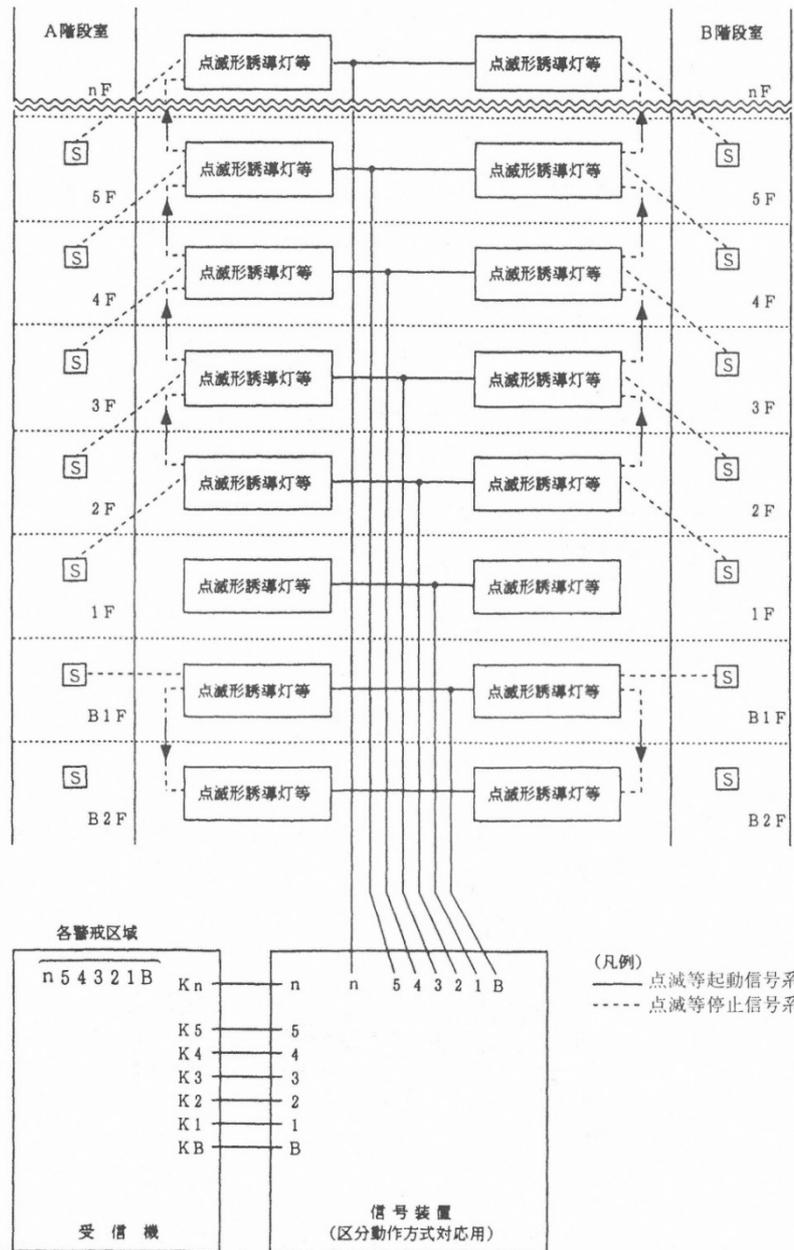


図16-23 機器結線図



- (イ) 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して自動的に点滅等（点滅、誘導音又は誘導音及び点滅をする動作を含む。以下同じ。）を発生するものであること。  
この場合における自動火災報知設備は、十分な非火災報対策が講じられていること。
- (ウ) 規則第24条第5号ハに規定する自動火災報知設備の地区音響の区分鳴動を行うことができる防火対象物又はその部分に設置する場合にあっては、原則として地区音響装置の区分鳴動（区分鳴動・全区域鳴動）を行う階に設置される誘導灯についてのみ、点滅等を発生させるものであること。（以下「区分動作方式」という。）★
- (エ) 非常警報設備の放送設備が設置されている防火対象物にあっては、誘導音装置付誘導灯又は点滅形誘導音装置付誘導灯の設置位置、誘導音装置の音圧レベルを調整する等により非常放送の内容の伝達が困難もしくは不十分とならないように措置すること。ただし、これによっても非常放送の伝達に支障をきたす場合は、当該放送設備と連動して誘導音を停止（マイクスイッチを入れた状態の時に限る。）するように措置すること。★
- (オ) 誘導音装置付誘導灯又は点滅形誘導音装置付誘導灯により誘導される避難口からの避難通路として使用される直通階段の階段室が煙により汚染された場合にあっては、当該誘導灯の点滅及び誘導音が停止するよう措置すること。ただし、次に掲げる場所に設置するものにあつてはこの限りでない。★
- a 屋外階段の階段室及びその附室の出入口
  - b 開放階段（「屋内避難階段等の部分を定める告示」（昭和48年6月消防庁告示第10号）に規定する開口部を有するもの。以下同じ）の階段室及びその附室の出入口
  - c 特別避難階段の階段室及びその附室の出入口
  - d 最終避難口及びその附室の出入口
- (カ) (オ)の場合において当該階段室には、煙感知器を規則第23条第4項第7号の規定に準じて、次のいずれかにより設け、出火階が地上階の場合にあっては、出火階の直上階以上、地下階の場合にあっては地階の誘導音を停止させるものであること。◆
- a 地上階にあっては、誘導音装置付誘導灯又は点滅形誘導音装置付誘導灯を設置した直下階に、地下階にあっては、地下1階に誘導音の停止用の煙感知器（第2種蓄積型又は第3種蓄積型）を設けること。（図16-24）

図16-24 点滅等の停止専用の煙感知器設置例

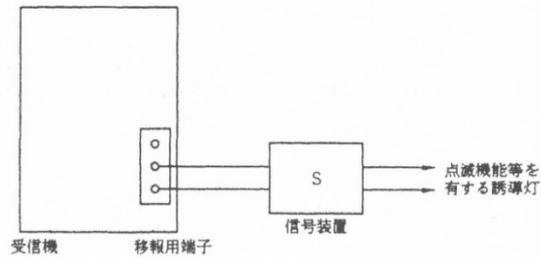


- b 自動火災報知設備の煙感知器が当該階段室の煙を感知することができるように設けられており、かつ、適切に警戒区域が設定されている場合にあつては、aにかかわらず当該煙感知器と連動させてよいものであること。

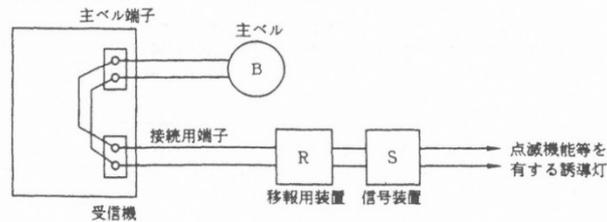
- (キ) 受信機に移報用の装置及び信号装置等を接続する場合は、次によること。★  
 a 接続方法は、図16-25の例によること。

図16-25 受信機と信号装置等の接続方法

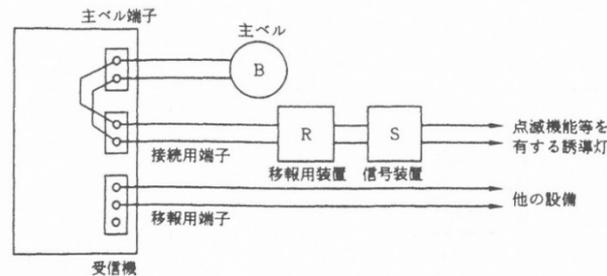
受信機に移報用端子が設けられている場合



受信機に移報用端子が設けられていない場合



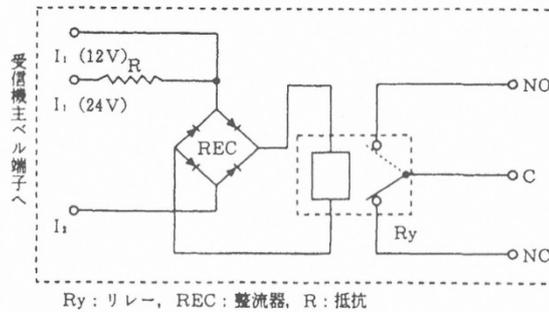
受信機に移報用端子が設けられているが、すでに他の設備に接続されている場合



- b 受信機から信号装置までの配線は、規則第12条第1項第5号の例によること。  
 ただし、受信機と同一の室に設けられている場合にあつては、この限りでない。
- (ク) 受信機に移報用装置を接続する場合は、次によること。★  
 a 移報用装置は、受信機の直近で容易に点検できる場所に設けること。  
 b 受信機から移報を停止した場合、その状況が容易に判明できるように、受信機のスイッチ又は表示窓の部分に「停止中」である旨の表示をすること。  
 c 移報用装置を接続することにより、受信機の電源等に支障をきたさないこと。  
 d 移報用装置には、「誘導灯用移報用装置」である旨の表示をすること。  
 e 受信機内の移報用端子には、誘導灯用である旨の表示をすること。

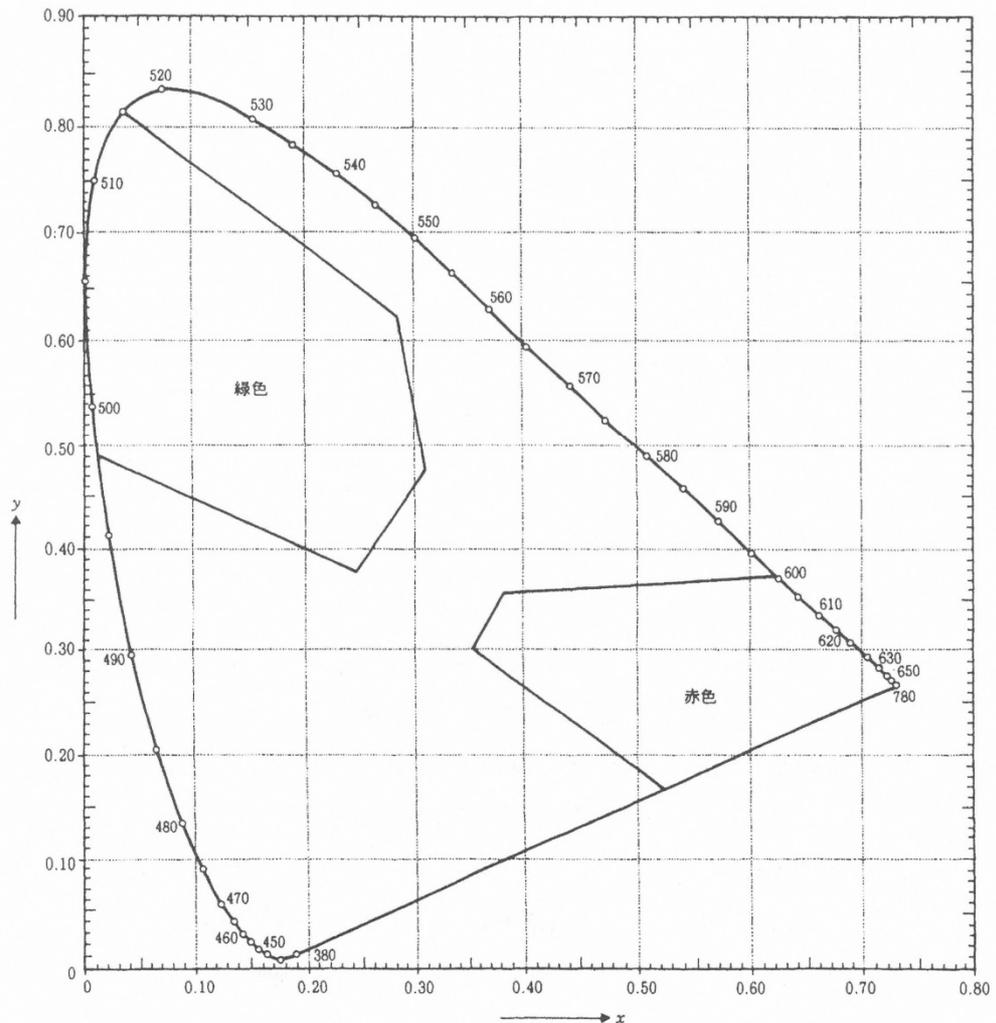
- f 信号装置を移報用装置に接続する場合は、図16-26に示すC及びNC（ブレイク接点）端子に接続すること。

図16-26 移報用装置



- (ク) (カ) bによる場合、受信機には誘導音の停止を20分以上有効に動作させるための非常電源を附置すること。★
- (6) 誘導灯と標識灯を並列設置する場合の設置基準は、平成11年消防庁告示第2号第5第1号(10)によるほか、次によること。
- ア 標識灯を並列設置（標識灯を誘導灯の短辺に接して設置すること。）する場合における誘導灯は、避難口誘導灯に限るものとし、その設置場所は、(1)ア(ア)又は(イ)に掲げる場所とすること。◆
- イ 設置場所の周囲には、誘導効果を阻害するおそれのある照明、看板等が設けられていないこと。◆
- ウ 標識灯の電源回路は、誘導灯の電源回路と別とすること。
- エ 誘導灯と標識灯は、明確に区分されていること。
- オ 標識灯が誘導灯に接する辺の長さは、誘導灯の表示面の縦寸法以下であること。◆
- カ 標識灯の表示内容は、誘導灯の誘導効果に支障を与えるおそれのないものであり、公共的シンボルマークとしてふさわしいものであること。◆
- キ 標識灯の地色は、図16-27に示す緑色又は赤色の色相以外のものであること。

図16-27 色相



ク 標識灯の表示面の平均輝度は、誘導灯の表示面の平均輝度以下であること。

(7) 誘導標識

誘導標識は、避難口誘導標識及び通路誘導標識に区分される。

ア 設置箇所

令第26条第2項第5号によるほか、次によること。

- (ア) 廊下又は通路に設ける誘導標識は、廊下又は通路及びその曲り角の床又は壁に設けること。
- (イ) 令別表第1に掲げる防火対象物（(ア)及び(イ)の部分を除く）のうち、不特定多数の者の避難経路となる避難口、廊下等に設置すること。◆

(ウ) 6(3)エの規定を準用すること。◆

#### イ 設置要領

令第26条第3項、規則第28条の3第5項及び平成11年消防庁告示第2号第3の2の規定によるほか、次によること。

(ア) 自然光による採光が十分でない場合には、照明による補足をする。

(イ) 誘導灯と併設する場合の誘導標識は、努めて蓄光式誘導標識を用い、誘導灯設置付近等の床面に設置すること。ただし、床埋込形の通路誘導灯を設置した箇所を除くものとする。◆

(ロ) 誘導標識は、壁、床等に確実に固定すること。

(エ) 蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度

a 停電等により通常の照明が消灯してから20分間経過した後の蓄光式誘導標識の表示面において、おおむね $100\text{mcd}/\text{m}^2$ 以上（規則第28条の2第1項第3号、第2項第2号及び第3項第3号の規定において蓄光式誘導標識を設ける避難口から当該居室の最遠の箇所までの歩行距離がおおむね $15\text{m}$ 以上となる場合にあつては、20分経過した後の表示面がおおむね $300\text{mcd}/\text{m}^2$ 以上、規則第28条の3第4項第10号の規定において通路誘導灯を補完するものとして蓄光誘導標識を設ける場合にあつては、60分間経過した後の表示面がおおむね $75\text{mcd}/\text{m}^2$ 以上）の平均輝度となる照度を目安とすること。

b 上記aの照度は、①蓄光式誘導標識の性能、②照明に用いられている光源の特性（特に蓄光材料の励起に必要な紫外線等の強度）に応じて異なることから、試験データを確認する等して、これらの組み合わせが適切なものとする。主な光源の種別に応じ、次の点に留意すること。

(a) 一般的な蛍光灯による照明下において、高輝度蓄光式誘導標識が設けられており、当該箇所における照度が $200$ ルクス以上である場合には、通常の照明が消灯してから20分間経過した後における蓄光式誘導標識の表示面が $100\text{mcd}/\text{m}^2$ 以上の平均輝度となるものとみなす。

(b) LED等の新たな光源は、従来の蛍光灯と特性が大きく異なる場合がある（LED照明器具は、可視光領域での照度が同レベルであっても紫外線強度は蛍光灯より小さいものが一般的である等）ことから特に留意すること。

c 無人の防火対象物又はその部分についてまで、照明器具の点灯を求めるものではない。

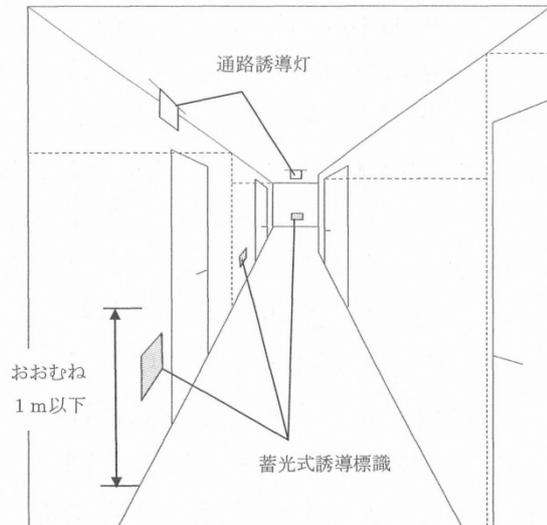
d 蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度を確保することができない場合にあつては、誘導灯（又は下記カの「光を発する帯状の標示」等）により誘導表示を行うこと。

(オ) 床面又はその直近に設ける蓄光式誘導標識の基準

a 告示第3の2第2号に規定する「床面又はその直近の箇所」とは、床面又は床

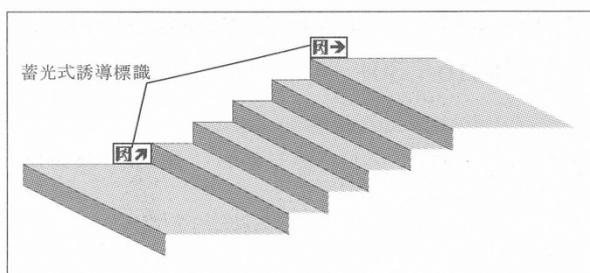
面からの高さがおおむね1m以下の避難上有効な箇所をいう。

図16-28 通路誘導灯に補完して床面又はその直近に蓄光式誘導標識を設ける場合の参考例



- b 階段、傾斜路、段差等のある場所においては、転倒、転落等を防止するため、その始点及び終点となる箇所に、蓄光式誘導標識を設けることが適当である。この場合において、蓄光式誘導標識上の「避難の方向を示すシンボル」（告示別図第2）の向きを、避難時の上り・下りの方向に合わせたものとする。

図16-29 階段、傾斜路、段差等のある場所に蓄光式誘導標識を設ける場合の参考例



※ 避難する際の錯覚（踏み面がきわめて暗い環境のため、階段なのか踊り場なのかを判断できない）による転倒、転落等を防ぐため、蓄光式誘導標識の設置高さは、統一した設置箇所とすることが望ましい。

- c 誘導標識の材料は、「堅ろうで耐久性のあるもの」（告示第5第3号(1)）とされているが、蓄光材料には水等の影響により著しく性能が低下するものもあることから、床面、巾木等に設ける蓄光式誘導標識で、通行、清掃、雨風等による摩耗、浸水等の影響が懸念されるものにあつては、耐摩耗性や耐水性を有するものを設置すること。

- d 規則第28条の3第4項第3号の2及び第10号の規定においては、通路誘導灯を補完するものとして蓄光式誘導標識を設けることが定められているものであり、蓄光式誘導標識が設けられていることをもって、当該箇所における通路誘導灯を免除することはできない。
- (カ) 光を発する帯状の標示等を用いた同等以上の避難安全性を有する誘導表示
- a 告示第3の2ただし書に規定する「光を発する帯状の標示」としては、通路の床面や壁面に避難する方向に沿ってライン状に標示を行うもの（図16-30）、階段等の踏面において端部の位置を示すように標示を行うもの（図16-31）等を想定しており、停電等により通常の照明が消灯してから20分間（規則第28条の3第4項第10号の規定において通路誘導灯を補完するものとして設ける場合にあっては60分間）経過した後における当該表面の平均輝度が、おおむね次式により求めた値を目安として確保されるようにすること。

$$L' \geq L \times 100 / d'$$

$L'$  : 当該表示の表面における平均輝度 [mcd/m<sup>2</sup>]

$L$  : 2 [mcd/m<sup>2</sup>]

$d'$  : 当該標示の幅 [mm]

また、当該標示を用いる場合にあっては、所期の性能が確保されるよう上記(エ) b 及び(オ) a・c の例等により適切に設置・維持するとともに、曲り角等の必要な箇所において高輝度蓄光式誘導標識により避難の方向を明示すること。  
図16-30)

図16-30 通路の床面や壁面に避難する方向に沿ってライン上に標示を行う場合の参考例

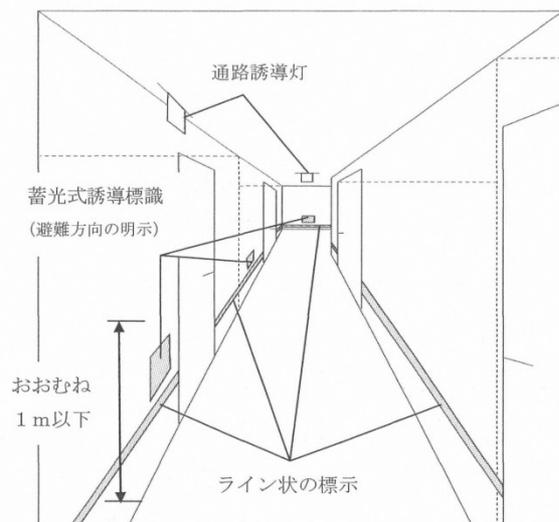
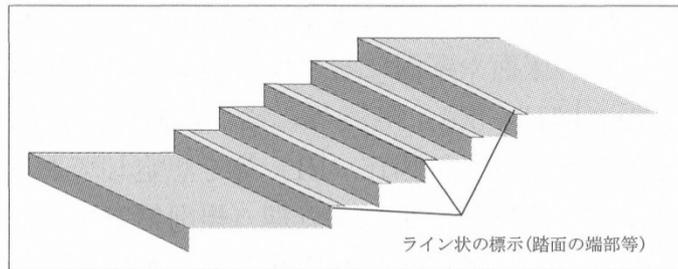


図16-31 階段等の踏面において端部の位置を示すように標示を行う場合の参考例



- b 告示第3の2ただし書に規定する「その他の方法」としては、蓄光式誘導標識又は上記 a の「帯状の標示」を補完するものとして、例えば避難口の外周やドアノブ、階段等の手すりをマーキングする標示（図16-32）、階段のシンボルを用いた階段始点用の標示（図16-33）等が想定される。

図16-32 避難口の外周やドアノブ、階段等の手すりをマーキングする標示の参考例

- (a) 避難口の外周・ドアノブ (b) 階段等の手すり

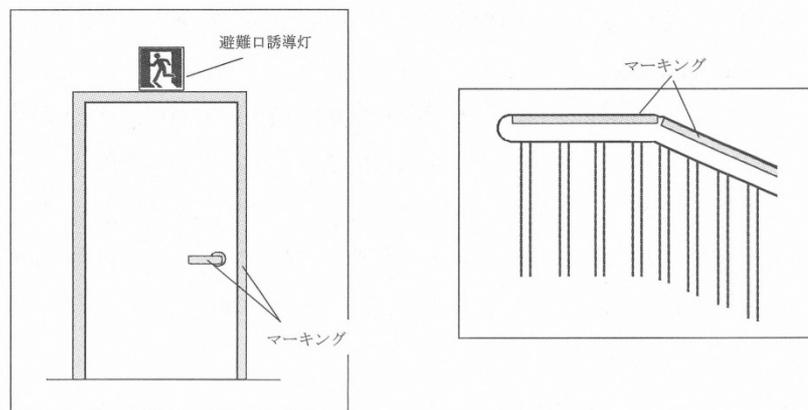
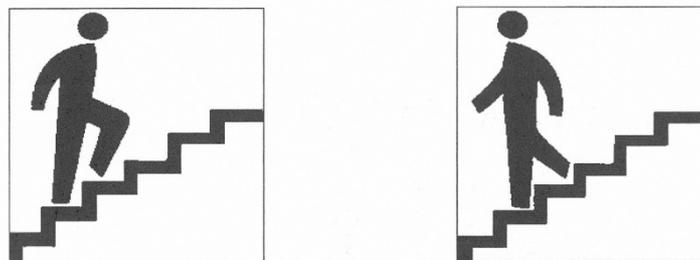


図16-33 階段のシンボルを用いた階段始点用の標示の参考例

- (a) 上り階段であることを示すシンボル (b) 下り階段であることを示すシンボル



- c 上記 a・b の標示については、蓄光材料を用いるもののほか、光源を用いるもの（上記 a に掲げる時間に相当する容量の非常電源を有するものに限る。）

も含まれる。

ウ 蓄光式誘導標識の設置対象ごとの個別事項

(7) 小規模な路面店等（避難が容易な居室における誘導灯等の免除関係）

- a 規則第28条の2第1項第3号、第2項第2号及び第3項第3号に規定する誘導灯等の設置免除の適用単位は「居室」であり、地階及び無窓階に存する居室（例えば、傾斜地において階全体としては地階扱いとなるが、当該居室は直接地上に面しているもの等）も、当該規定の要件に適合すれば免除対象となる。
- b 規則第28条の2第1項第3号イ、第2項第2号イ及び第3項第3号イに規定する「主として当該居室に存する者が利用する」避難口とは、当該居室に存する者が避難する際に利用するものであって、他の部分の存する者が避難する際の動線には当たっていないものをいう。（例えば、一階層のコンビニエンスストアにおける売場部分の出入口等）
- c 上記bの避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離がおおむね15m以上となる場合において、避難上有効な視認性を確保するためには、（規則第28条の3第2項第2号の誘導灯の例と同様に）次式により求めた値を目安として、蓄光式誘導標識の標示面の縦寸法の大きさを確保すること。（図16-34）

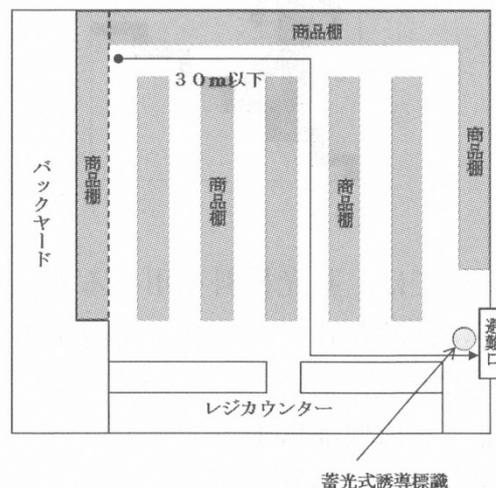
$$D \leq 150 \times h$$

D：避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離〔m〕

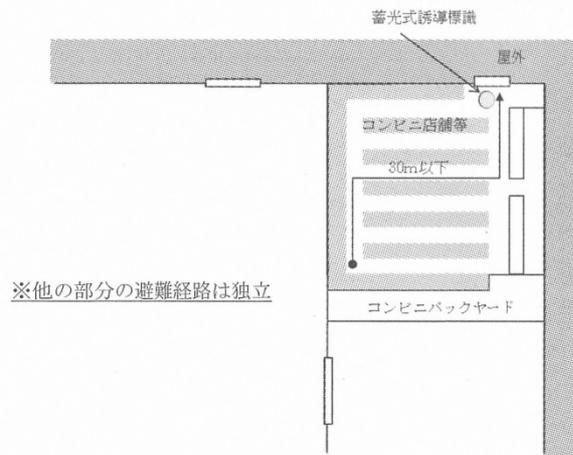
h：蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法〔m〕

図16-34 小規模な路面店等（避難が容易な居室における誘導灯等の免除関係）

(a) 単独建屋の場合



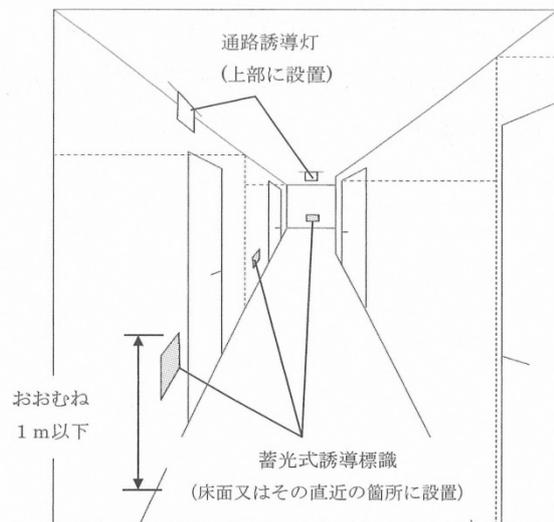
(b) 防火対象物の一部に当該居室が存する場合



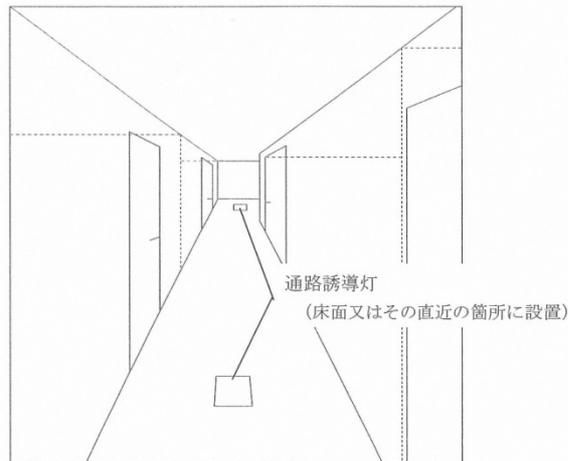
(イ) 個室型遊興店舗（通路上の煙の滞留を想定した床面等への誘導表示関係）

個室型遊興店舗（令別表第1(2)項ニ）においては、避難経路の見とおしが悪く、照明も暗い等の状況が想定されることから、規則第28条の3第4項第3号の2ただし書の規定により蓄光式誘導標識等を設けるに当たっては、蓄光式誘導標識等の種別や設置位置に留意すること。（図16-35）

図16-35 個室型店舗（通路上の煙の滞留を想定した床面等への誘導標示関係）



(参考) 通路誘導灯を床面又はその直近の避難上有効な箇所に設ける場合 (= 蓄光式誘導標識を設置しない場合) の設置イメージ



- (ウ) 大規模・高層の防火対象物等 (停電時の長時間避難に対応した誘導表示関係)
- a 停電時の長時間避難に対応した誘導表示の対象として、告示第4第3号により地下駅舎等が新たに追加されたが、同号に規定する「消防長 (消防本部を置かない消防本部においては、市町村長) 又は消防署長が避難上必要があると認め指定したもの」については、危険性が高いもののみとし、「複数の路線が乗り入れている駅」又は「3層以上の構造を有する駅」を指定すること。
  - b 階段 (特に、避難時に下り方向で用いられるもの) においては、転倒、転落等を防止するため、路面端部の位置等を示すように、光を発する帯状の標示等を設けること。(図16-36)